平成２６年（フ）第４７号
千葉県いすみ市岬町和泉1760番地13
債務者　吉田　　隆
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
静岡県沼津市江浦30番地の１
債務者　岩崎　正代
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
静岡県伊豆の国市三福191番地の１　鳴沢ハイツ２－Ｂ号
債務者　菊間　正典
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８２４号
愛知県海部郡蟹江町学戸５丁目24番地
フォーブル学戸101号
債務者　今津　勝敏
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２５号
愛知県海部郡蟹江町学戸５丁目24番地
フォーブル学戸101号
債務者　今津　祝子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６３号
名古屋市港区知多１丁目519番地
債務者　中村知咲季
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６５号
名古屋市名東区社が丘３丁目1713番地　エレガンスⅡ503号
債務者　大澤　健司
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９４号
愛知県小牧市中央４丁目83番地　アビニヨン21―105号
債務者　榎本　卓也
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０号
三重県多気郡多気町五佐奈1657番地４
債務者　高城　陽平
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２６８号
神奈川県平塚市東中原１丁目３番35―205号　ハイムステップ
債務者　荻原　雄輔
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６３号
岐阜県多治見市笠原町1647番地の232　ミルト・フリーデⅡ―101
債務者　藤本　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３２号
福岡県京都郡苅田町若久町１丁目３番地６　町営住宅120号
債務者　山本　正人
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
佐賀県鳥栖市藤木町967番地３　ふじアパート２階１－２－２
債務者　松林　史子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
佐賀市川副町大字鹿江1365番地４
債務者　最所　直子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
佐賀市木原３丁目10番17号
債務者　宮崎　利恵
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
静岡県掛川市下俣南１丁目８番５号　松浦アパート２―201
債務者　秋元　清次
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
佐賀県多久市北多久町大字小侍784番地22　県営砂原団地１―135号
債務者　林　　優希（旧姓末吉・田代）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係